

特定非営利活動促進法施行条例の制定について

1 特定非営利活動促進法（NPO法）の改正内容

昨年 6 月に特定非営利活動法人（NPO 法人）の活動の一層の支援と財政基盤の確立強化を目的に特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正されました。

これにより、NPO に法人格を付与する認証制度と NPO 法人認証後に税制上の優遇措置を受けられる認定制度等について、見直しが行われました。

(1) NPO 法人認証制度の主な変更について

ア 所轄庁の変更（権限移譲）

⇒横浜市内にのみ事務所を有する NPO 法人の認証権限が、神奈川県知事から横浜市長に移譲（本市は平成 22 年度に神奈川県から認証権限が移譲され既に認証事務を実施）

イ 認証期間の変更

⇒認証審査に係る最長 2 か月の法定期間を所轄庁の裁量で短縮が可能。本市では、認証期間を 45 日と規定

ウ 定款変更の際の届出のみで足りる事項の変更

⇒役員の数や事業年度に関する事項等が所轄庁への届出のみで定款変更ができる事項に追加

(2) NPO 法人認定制度の主な変更について

ア 所轄庁の変更（権限移譲）

⇒国税庁長官から横浜市長に権限移譲

イ 仮認定制度導入

⇒設立初期の NPO 法人の財政基盤強化を目的に、パブリックサポートテスト（PST）* を免除した仮認定による税制優遇を受けられる制度を導入

*パブリックサポートテスト（PST）とは

⇒NPO 法人が、広く一般から支持されているかの公益性の判断要件。NPO 法人が認定を受けるためには、次のいずれかの基準を満たし、PST をクリアする必要がある。

①相対値基準 : 収入額における寄附金額の割合が 1/5 以上

②絶対値基準 : 年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上

③条例による個別指定 : 都道府県又は市町村条例で、当該 NPO 法人が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定されること

※本市では、③の個別指定する条例の制定について、別途検討中。

2 特定非営利活動促進法施行条例案の内容

裏面参照

3 施行予定日

平成 24 年 4 月 1 日

裏面あり

特定非営利活動促進法施行条例案の内容

第1章 趣旨(第1条)	
第1条	特定非営利活動促進法第9条に基づく条例制定の趣旨を規定
第2章 特定非営利活動法人(第2条～第20条)	
第2条	設立の認証申請
第3条	公告及び縦覧
第4条	縦覧期間中の補正
第5条	認証期間 ※最長2か月の認証期間を45日に短縮
第6条	設立登記の完了の届出
第7条	社員総会の議事録
第8条	役員の変更等の届出
第9条	定款の変更の認証申請等
第10条	定款の変更の届出
第11条	定款の変更登記の完了に係る証明書の提出
第12条	事業報告書等の備置き
第13条	事業報告書等の提出
第14条	事業報告書等の閲覧及び謄写
第15条	事業の成功の不能による解散の認定申請
第16条	解散の届出等
第17条	残余財産の譲渡の認証申請
第18条	清算終了の届出
第19条	合併の認証申請等
第20条	合併登記の完了の届出
第3章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人(第21条～第31条)	
第21条	認定の申請
第22条	認定の公示
第23条	認定の有効期間の更新申請等
第24条	代表者の氏名の変更の届出
第25条	認定の申請の添付書類及び役員報酬規定等の備置き
第26条	役員報酬規程等の提出
第27条	助成金支給書類等の提出
第28条	役員報酬規程等の閲覧及び謄写
第29条	仮認定の申請等
第30条	合併の認定の申請等
第31条	認定又は仮認定の取消しの公示
第4章 雑則(第32条～第35条)	
第32条	電磁的記録による保存、作成、縦覧等
～第34条	
第35条	委任
附則	施行期日、経過措置